

消 防 予 第 239 号
令和 8 年 6 月 26 日

各都道府県消防防災主管部長
各 消 防 本 部 消 防 長
非常備町村消防防災主管部局長 } 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

消防法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 81 号）及び甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める告示の一部を改正する件（令和 8 年消防庁告示第 8 号）が本日公布されました。

今回の改正は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正を踏まえ、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）及び甲種消防設備士試験の受験資格に関する事項を定める告示（平成 6 年消防庁告示第 11 号。以下「告示」という。）について、消防設備士の受験資格のうち、専修学校に関する規定の整備等を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、適切に対応されるようお願いいたします。

記

第一 改正省令に関する事項

今般の学校教育法の改正により、専修学校の専門課程が単位制となることに伴い、甲種消防設備士試験の受験資格の単位の換算に係る文言について改正を行うほか、所要の規定の整理を行う。

第二 改正告示に関する事項

今般の学校教育法の改正において、専修学校に専攻科をおくことができるとされたことに伴い、専修学校におかれる専攻科についても対象となるよう

改正を行う。

第三 施行期日に関する事項

この省令は、令和8年6月26日から施行すること。